# 令和6年度

益田市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

益田市監査委員

益 監 第 3 1 号 令和7年8月26日

益田市長 山 本 浩 章 様

益田市監査委員 原 伸 二 益田市監査委員 大 賀 満 成

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査 意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金 不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査をしたので、次 のとおり意見を提出します。

# 令和6年度 健全化判断比率審査意見書

#### 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

## 第2 審査の期間

令和7年8月18日から令和7年8月26日まで

### 第3 審査の概要

審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率が、関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し計数の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下表の令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも 適正であると認められた。

(単位:%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	
実質赤字比率	_	_	12.75	
連結実質赤字比率	_	_	17.75	
実質公債費比率	9.8	10.1	25.0	
将来負担比率	63.3	66.7	350.0	

(注)「一」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないことを示す。

#### 1 実質赤字比率について

当年度の一般会計等の実質収支額の合計は、577,640 千円の黒字となっていることから、 実質赤字比率は $\triangle$ 3.75% ( $\triangle$ は、黒字を意味している。以下同じ。) で、算定されないこと を確認した。

## 2 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質収支額は 2,534,720 千円の黒字となっていることから、連結実質赤字比率は $\triangle$ 16,46%で、算定されないことを確認した。

#### 3 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は 9.8% (令和4年度から令和6年度までの3か年の平均の比率) となっており、早期健全化基準である 25.0%を下回っている。

前年度と比較すると 0.3 ポイント改善している。これは、主に公営企業債の元利償還金に対する繰入金が減少したことなどがあげられる。

#### 4 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は 63.3%となっており、早期健全化基準である 350.0%を下回っている。

前年度と比較すると 3.4 ポイント改善している。これは、地方債の元金償還額が、発行額を上回ったことによる地方債現在高の減等により将来負担額が減少したことなどがあげられる。

## 第5 審査意見

令和6年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、昨年同様に黒字となっている。また、実質公債費比率及び将来負担比率は昨年度より改善している状況である。

健全化判断比率については、いずれも法令の定める早期健全化基準値を下回っており、健全な状態を維持していることが確認された。しかしながら、財政を取り巻く環境は依然厳しい状況にあることに変わりはないため、財源の確保と歳出の縮減に努め、改善傾向のさらなる持続が望まれるところである。

今後も各指標の動向に留意し、慎重かつ計画的な財政運営に努められたい。

#### 【参考】健全化判断比率の算定式

#### 一般会計等の実質赤字額

◆ 実質赤字比率 = -

#### 標準財政規模

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示し、一般 会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。

#### 連結実質赤字額

◆ 連結実質赤字比率 = ·

#### 標準財政規模

連結実質赤字比率とは、赤字額の程度を示す指標で、一般会計等と一般会計等以外のすべての会計の実質収支額を合算して算定したものである。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

- (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

◆ 実質公債費比率 =

(3か年平均) 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

実質公債費比率とは、標準財政規模に対する借入金返済額の割合を示す指標であり、低いほど 「財政状態が健全」なことを示すものである。

充当可能財源等=充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

1

将来負担額 一 充当可能財源等

◆ 将来負担比率 = -

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担比率とは、一般会計等(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含む)が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示すものである。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

## 令和6年度 資金不足比率審査意見書

#### 第1 審査の対象

令和6年度益田市水道事業会計決算、益田市下水道事業会計決算及び益田市土地区画整理事業特別会計決算(以下「令和6年度決算」という。)に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、審査の対象とした。

# 第2 審査の期間

令和7年8月18日から令和7年8月26日まで

## 第3 審査の概要

審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率が、関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同 附属書類等を照合し計数の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記の令和6年度決算に係る資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

法適用の水道事業会計、下水道事業会計、法非適用の土地区画整理事業特別会計ともに、実 質的な資金不足額は発生していない。

経営健全化基準の20.0%と比較すると、適切な範囲で財政運営が行われていると認められる。

(単位:%)

会 計 名	比 率 名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
益田市水道事業会計			_	
益田市下水道事業会計	資金不足比率	_	_	20.0
益田市土地区画整理事業特別会計		_	_	

(注)「一」の表示は、資金不足額が発生していないことを示す。

#### 第5 審査意見

各会計とも資金不足を生じていないが、引き続き現状の把握に努め、適切な財政運営に取り 組まれたい。